

2021年10月1日

## コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

東和フードサービス株式会社

当社では、株主をはじめとするすべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性や効率化を高めることを基本方針としております。このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する、当社の取り組み状況や方針は以下の通りです。

### 第1章 株主の権利・平等性の確保

#### 【基本原則 1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

#### Comply

当社は、すべての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示を行っています。また株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を明確に分離させています。社外取締役による監督強化と意思決定プロセスも明確にし、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を構築しております。

#### 【原則 1 - 1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

#### Comply

すべての株主に対して、実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使

ができる環境整備に努めています。

## **補充原則**

### **1 - 1 ①**

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

## Comply

株主総会における株主の意思を把握し、経営や株主との対話に反映させるため、株主総会後に賛成・反対要因の分析を行っています。議案の賛否結果につきましては、EDINET に開示しています。

### **1 - 1 ②**

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

## Comply

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、取締役会の意思決定に基づく業務執行の分離を目的として執行役員制度を導入しています。当社の事業領域を「成果推進本部」「生産カンパニー」「管理本部」「店舗開発室」「メニュー開発室」に区分し、各本部の業務執行の決裁権限は取締役以上が担っております。また、必要に応じて経営会議に業務執行の権限を委嘱し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行う事で、機動的な意思決定を可能としております。加えて1名の独立社外取締役と2名の独立社外監査役により、取締役の業務執行状況の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。当社は取締役の任期を1年と定めているほか、会計監査人の設置、監査役会の設置等の諸条件を満たしているため、剰余金の配当に関する決議を取締役に委任しております。

### **1 - 1 ③**

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が

**生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。**

Comply

当社では株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めています。株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会での株主提案、株主代表訴訟の提起など、会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるように努めています。

#### **【原則 1 – 2. 株主総会における権利行使】**

**上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。**

Comply

株主総会は最高の決議機関であり、株主との対話がなされ、かつ株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しております。当社では、より多くの株主が株主総会に出席頂けるように日程や場所の設定を行っているほか、有価証券報告書の提出を株主総会前に行う事で、建設的な議論が行われるよう努めております。株主総会当日に出席できない株主の皆様については、議決権行使書の郵送及びインターネットによる議決権行使方法を用意し、株主が議決権を行使しやすい環境を整えています。

#### **補充原則**

##### **1 – 2 ①**

**上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。**

Comply

当社では、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案が提案される場合には、その情報を迅速かつ適切に開示すべきと認識しています。そのため、当社が株主に十分な検討期間が必要と判断する株主総会議案については、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト等を通じて、速やかに情報を開示しています。また株主総会招集通知において、株主の皆様への適切な判断に資するよう、事業報告については、図表やカラーでの表示を含めた説明と、株主総会議案については提案理由をできるだけ詳細に記載するよう努めております。

##### **1 – 2 ②**

**上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。**

#### Comply

当社では株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、株主総会議案の早期開示、招集通知の発送早期化に努めております。株主総会議案に関しては取締役会決議後直ちに開示し、招集通知については法定期日より1週間以上前（株主総会開催日3週間以上前）発送を心掛けております。さらに招集通知の発送日には当社ホームページ、東京証券取引所のウェブサイトを開示しております。また会社の状況を正確に把握し株主総会議案の検討をしていただけるように、有価証券報告書を株主総会の3日以上前の開示を心がけており、当社ホームページにも掲示しております。

#### 1 - 2 ③

**上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。**

#### Comply

当社では株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、株主総会前の有価証券報告書提出を原則としております。また、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであると認識しております。株主総会は例年6月末頃に集中していることから、当社では7月末頃に開催しております。

#### 1 - 2 ④

**上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。特にプライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。**

#### Explain

当社では、機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備は必要と認識しております。現時点で、当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えています。今後、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームの

利用等や招集通知の英訳を判断します。

#### 1 - 2 ⑤

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

Comply

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、当社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行います。

#### 【原則 1 - 3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

Comply

当社は、健全な財務基盤を維持しながら積極的な事業投資を行い、売上高の拡大と営業利益率の向上を通して、株主価値を上昇させることを基本的な考えとしており、レバレッジ比率を高めすぎず、安定的な自己資本比率を維持いたします。株主還元に関しては、継続かつ安定的な株主利益還元策を実施することを基本方針とし、配当性向 30%を目途に株式配当を実施してまいります。

#### 【原則 1 - 4. 政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

Comply

当社は、相互の事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、また営業活動の円滑化、資金調達、原材料の調達など経営戦略の一環として政策的に必要とする企業の株式を保有し

ております。また主要な政策保有株式に関しては、取締役会においてその保有の目的及び合理性を毎期検証しており、コーポレートガバナンス報告書にて検証内容を開示しております。保有する議決権については、投資先の経営方針を尊重した上で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか総合的に判断して行使いたします。

## **補充原則**

### **1 - 4 ①**

**上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。**

Comply

当社は、政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向を受けた場合は、政策保有株主の意向に沿うこととしています。当社株式の売却等にあたっては、株式市場や株主の利益に与える影響等を考慮し、政策保有株主と協議の上、適切な方法にて実施することとしています。

### **1 - 4 ②**

**上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。**

Comply

当社は取引先の選択に際しては何ら制限を設けておらず、当社が取引先を決定する際は品質、価格、納期、取引条件等から総合的に判断し、当社として最適と思われる取引先と取引を行うことを基本としています。政策保有株主との間での取引においてもこの考え方に基づいております。

## **【原則 1 - 5. いわゆる買収防衛策】**

**買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。**

Comply

当社は現在のところ、買収防衛策を導入しておりません。しかし、当社株式の大量買付を企図する者が

出現した場合には、当該買付行為が当社の企業価値向上に資するかどうかを検討し、これに反すると認められる場合には、対抗措置を実施する可能性があります。

その際には、買収防衛策の導入の必要性、合理性について検討を行い、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

## **補充原則**

### **1 - 5 ①**

**上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。**

Comply

当社株式が公開買付けに付された場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主に開示します。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

### **【原則 1 - 6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】**

**支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。**

Comply

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらすような資本政策については、取締役会において、その必要性・合理性をしっかりと検証した上で決定し、株主に対して速やかに開示するとともに十分な説明を行うよう努めます。

### **【原則 1 - 7. 関連当事者間の取引】**

**上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を引き起こすことのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続きを定めてその枠組みを開示するとともに、その手続きを踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。**

Comply

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また取引実施の内容については速やかに取締役会及び監査役会に報告し、当該取引に係る重要な事実は株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 【基本原則 2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

### Comply

当社は、持続的な成長と中期的な企業価値向上のため、すべてのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。また、ステークホルダーとの協働を実践するため、当社の倫理規範・行動規範基準を定めるほか、社長をはじめとする経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利や立場、当社の経営理念を尊重する企業風土の醸成に努めております。

### 【原則 2 - 1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

### Comply

当社は「味覚とサービスを通して都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」という経営理念を定め、ステークホルダーの皆様との協働により、信頼を高め、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を図っております。

### 【原則 2 - 2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などにつ



いて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

#### Comply

当社では、倫理規範・行動規範基準を定めております。取締役会にて毎年見直しを行い、年に一度の経営方針発表において全役員・全社員がこの倫理規範・行動規範基準を確認し実施しています。

#### 補充原則

##### 2 - 2 ①

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

#### Comply

当社では、倫理規範・行動規範基準を定めております。少数分散型組織であるため、ボイスオブカスタマー制を導入し、各店舗で起きている事象を日々全社で共有し、部門長が問題解決を行うことを習慣としております。また逸脱した内容については経営会議や部門定例会に上程し審議し、社内報、通達等で周知を行っています。

#### 【原則 2 - 3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

#### Comply

当社は、持続可能な社会の実現のために地球環境への配慮を具現化すべく、フードロス対策と産業廃棄物削減及び CO2 削減という観点から、自社工場で年間 18 t 発生する無添加生麺の端材を、同地域で牧場経営を営む方へ飼料として提供し、SDGs 事業認定を受けております。また、地域社会との協調を図り、NPO 法人の運営する障害者施設へ自社製品を提供する活動を継続しております。

#### 補充原則

##### 2 - 3 ①

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境へ

の配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

#### Comply

当社取締役会は、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にも繋がる重要な課題であると認識しております。当社工場で発生する廃棄物最終処分量の削減に関する検証や店舗で発生する食品ロス率の検証、作業時間の見直しによる省エネルギーの推進等を議論し、課題解決に向けた対応を図っております。また近年高まる環境への配慮についてもいち早い情報収集を心がけ、取締役会や経営会議において議論し実行するよう努めております。

#### 【原則 2 - 4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

#### Comply

当社は多様な人材が最大限の能力を発揮できるよう職場・労働環境を整備し、企業風土の醸成に取り組んでおります。特に育児と仕事の両立支援に関しては育児休業や介護休業に関連する諸規定を定めているほか、アンバーサリー休暇制度を設けるなどしてワークライフバランスの向上に努めております。

#### 補充原則

##### 2 - 4 ①

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

#### Explain

当社は、経営理念において「企業目標の達成とその過程における全社員の充足感を満たす」と定義しており、兼ねてから女性・外国人・中途採用者など区別なく公正公平な評価をもとに人材育成と管理職登用を推進しております。そのため特定の性別、人種他、補充原則にて多様性の対象とされている者に

対する目標値は掲げておりません。また必要に応じて適材適所での人員配置とすることを基本方針としているため、数値目標は開示いたしません。管理職登用実績としては以下の通りです。

#### 【原則 2 - 5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

#### Comply

当社はコンプライアンス徹底のために社内のホットライン窓口、社外に弁護士事務所直通のホットライン窓口を設置し、法令・社内規則違反に関する報告や問題提起を奨励しております。また定期的に監査役会、取締役会に報告しており、コンプライアンス違反に関しては処分が必要なものについては懲罰委員会、取締役会の審議を経て決定しています。

#### 補充原則

##### 2 - 5 ①

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

#### Comply

当社は社内のホットライン窓口、社外に弁護士事務所直通のホットライン窓口を設置しています。また、内部通報に関しては通報者が特定されないように調査する事や調査内容等に関する守秘義務、会社が通報者に対して解雇やその他いかなる不利益な取り扱いを行わないことを定めており、通報者が保護される体制を整備しております。

#### 【原則 2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

## Explain

当社は、企業年金の運用は行っていません。従業員の安定的な資産形成については従業員持ち株会、退職金制度、財形貯蓄等の制度を運用しております。アセットオーナーとして期待される機能の発揮に必要な専門性を持った人材育成は急務でないものと考えております。

### 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 【基本原則 3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

## Comply

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報を含む）については、当社ホームページや有価証券報告書、決算短信、株主総会招集通知、株主通信、月次売上高速報等、様々な手段により積極的に開示を行っております。

#### 【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

## Comply

### **(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画**

当社は、経営の意思決定の透明性を確保する観点から、その基準となる経営理念や営業コンセプトなどを WEB サイトにて公開しております。

・経営理念

<https://www.towafood-net.co.jp/company/philosophy/tabid/69/Default.aspx>

・経営戦略や考え方

<https://www.towafood-net.co.jp/investor/Investors/tabid/334/Default.aspx>

### **(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針**

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、健全性及び透明性を高めることが重要な経営課題であると考えており、そのためにコーポレートガバナンスの充実を図ることが経営における重要課題であると認識しております。経営の透明性を自律的に確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築に努めております。

### **(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続**

当社では、コーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めています。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

・報酬水準の考え方

当社役員が担うべき機能・役割、当社業績水準等に応じた報酬水準としています。また、当社が目指す業績水準を踏まえ、経営層の報酬として業績の達成状況等に応じた報酬とすることとしています。基本報酬は、役員の職責、使用人の給与水準等を総合的に勘案しています。賞与は、全体最適を目指した経営活動の成果を反映する当期純利益を指標とし、その一定割合を支給総額とする業績連動報酬としています。

・報酬構成の考え方

業務執行を担う取締役の報酬については、業績との連動を強化し、中長期的な事業の成長に寄与する報酬体系を採用しています。なお、当社役員の報酬は、基本報酬、賞与により構成しています。

・報酬ガバナンスに、手続きについて

役員報酬は、限度額（取締役は 2002 年 7 月 26 日開催の定時株主総会決議にて月額 1 千万円以内、監査役は 2018 年 7 月 31 日定時株主総会決議にて月額 3,000 千円以内）以内で支給することとしています。各取締役の報酬額は取締役会決議によりその決定を一任された代表取締役岸野誠人が当社業績並びに各取締役の役位及び成績等を総合的に勘案し、独立社外取締役の意見も考慮し決定しています。各監査役の基本報酬額は監査役の協議により決定しています。

### **(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手**

続

当社は、取締役が取締役会に上程される各議案の妥当性やリスクを様々な側面から審議・検討し、当社の継続的な企業価値向上に資する意思決定を迅速かつ果敢に行うことができるよう取締役の選出基準を以下のように設けております。

- ① 経営者として高い倫理性と誠実性をもっていること
- ② 強い探求心と精神的独立性をもっていること
- ③ 企業経営に係る実践的な見識と幅広い判断能力をもっていること
- ④ 取締役会のメンバーの能力・経験と相互補完的にバランスがとれること

こうした基準に則して取締役候補者を選出する際には、独立社外取締役の助言・確認、監査役候補者の選出には監査役会の同意を得たうえで、代表取締役が取締役会に上程し、審議・決定します。

**(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明**

当社は、取締役・監査役候補者の選任理由及び解任理由について、株主総会招集通知にて開示しています。

**補充原則**

**3 - 1 ①**

上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具  
体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

**Comply**

当社では、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示が不可欠と認識しています。その考えに基づき、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うとともに、非財務情報の開示を積極的に進めるなどして、付加価値の高い情報開示に努めています。

**3 - 1 ②**

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。特に、プライム市場上場会社は、開示資料のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

**Comply**

現在、当社の総株主数に占める海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、招集通知の英訳

やその他情報についての英文での開示を行っていません。今後は株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めてまいります。

### 3-1③

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。特にプライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

#### Explain

当社ではサステナビリティについての取組みについては、有価証券報告書や株主総会招集通知などで開示しております。人的資本への投資については、ISO30414で示されている内容について定量的に把握している部分が存在、また知的財産への投資につきましても所有する多くの特許技術、商標などが存在します。しかし中期経営計画を未開示であることから、経営戦略とあわせて開示できる段階にありませんので現時点では提供しておりません。今後検討を進めてまいります。

#### 【原則3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

#### Comply

当社では、外部会計監査人は専門的かつ独立した立場から開示情報を監査し、財務情報に信頼性を付与することで開示情報の信頼性を担保する役割を担い、株主や投資家に対し責務を負っていると認識しています。この考えのもとに当社は、外部会計監査人に対して開示情報の信頼性を担保し得る専門性と独立性を求めるとともに、外部会計監査人の適正な監査が行えるように、監査役会や経理部門の関連部門と連携し、適正な監査日程や監査体制を確保しています。また、常勤監査役が当社事業や監査等の個別テーマについて、必要に応じて外部会計監査人と意見交換を行っております。

#### 補充原則

### 3-2①

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

Comply

**(i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定**

当社では、外部会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する品質管理体制」について監査役が報告を受ける他に、外部会計監査人评价基準表に基づき「選任、解任、不再任、再任基準」を定め適切に評価しています。

**(ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認**

監査チームメンバーの「独立性」については当社と利害関係がないことを、「専門性」については当社の事業内容を十分理解した上で職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持・発揮しているか、又リスクを勘案した監査計画を策定し実施しているかを確認しています。また店舗や工場視察を行うことで専門性を高めることも行っております。

**3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。**

Comply

**(i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保**

外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しています。

**(ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保**

外部会計監査人から要請には速やかに代表取締役をはじめ各業務執行取締役等の経営幹部との面談時間を設けています。

**(iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保**

会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役、社外取締役との連携を確保しています。また、外部会計監査人と内部監査部門との連携も確保しており、必要な情報交換や業務執行状況について確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報のフィードバックも行っています。

**(iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立**

代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心に調査や是正を行い結果を報告する体制をとっています。また監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり調査を行うとともに、必要な是正を求めています。



## 第4章 取締役会等の責務

### 【基本原則 4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、(1)企業戦略等の大きな方向性を示すこと(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

### Comply

当社は、経営の意思決定・監督体制の明確化を図るため、社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査役会では取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しております。

### 【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

### Comply

取締役会では、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針について、社外役員を交え自由な意見交換のもとで議論をしています。また、取締役会に上程予定の議案や対処すべき社会的課題を含めた議案を設けた経営会議を隔週で行い方向性を確認しながら検討を行っています。取締役会は、原則月に一度、業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っています。各取締役や各監査役は、業務執行取締役からの報告に対して必要に応じて指摘・意見を行っています。

## 補充原則

### 4-1①

**取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。**

#### Comply

取締役会は、法令に規定する事項および取締役会で定めた取締役会規程に規定する事項（取締役会規程別表に規定）を決議し、その他の業務執行については取締役会で定めた職務分掌・権限規程に基づき、業務執行取締役や執行役員、部門長といった経営陣にその決定を委任しております。各執行状況においては経営会議や各本部定例会等での報告等を行っております。概要については、有価証券報告書やコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。

### 4-1②

**取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。**

#### Explain

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期目標は策定しておりません。単年度予算と実績との乖離に関する原因分析は四半期に一度の事業計画会議で行っており、決算発表資料等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。今後は、戦略的な方向付けとなる中期経営計画の公表に向けて検討してまいります。

### 4-1③

**取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。**

#### Explain

当社は代表取締役候補者を、当社取締役・執行役員として経営の意思決定に関与させることを通じて、当社代表取締役後継者に必要とされる知識・経験・能力を培わせています。また、当社取締役会

は、後継者として必要とされる知識・経験・能力の集積状況を確認することによって、育成計画を監督しています。

#### 【原則 4 – 2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

#### Explain

取締役会は、経営陣幹部が会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力や資本効率等の改善を図るべく行う積極的な議案の付議について株主への説明責任を果たす観点から、社外取締役、監査役が独立した客観的な立場でそれぞれ適切に意見を述べるなど、多面的な検討を行っています。また、承認した議案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべく、案件によっては各部門の取締役、執行役員による定例会議等にて、それぞれの立場から支援方法を検討するなど、各部門間で連携を図りながら進めています。取締役の報酬については、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている不安定な環境下と考慮し、現時点でインセンティブ等の報酬設定するのは現実的でないと考えています。

#### 4 – 2 ①

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

#### Explain

当社の経営陣に関する報酬の考え方や手続きに関してはコード第 3 章 3 – 1 でお示している通りです。今後は中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定することも検討を行ってまいります。

#### 4 – 2 ②

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みにつ

いて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

#### Explain

当社は、サステナビリティに関する取り組みを有価証券報告書や株主総会招集通知にて開示しており、経営理念、行動規範に基づき、お客さま、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会など全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的に役割を果たすとともに、企業価値の向上に努めることを基本方針としております。人的資本・知的財産への投資等に対する考え方は【原則 3 - 1 ③】にてお示ししております。これらをはじめとする経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行についての監督については、中期経営計画等とあわせて今後検討してまいります。

#### 【原則 4 - 3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

#### Comply

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行っております。経営陣幹部の人事は、会社の業績を踏まえ、取締役会にて審議・検討した上で決定しており、社外役員を選任及び解任について、独立性判断基準に基づくことを基本方針としております。また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備しております。さらに、関連当事者との利益相反取引が生じる場合は、取締役会にて審議を行い、社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況等については適宜報告を求めています。

#### 補充原則

##### 4 - 3 ①

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

## Comply

当社は、取締役が取締役会に上程される各議案の妥当性やリスクを様々な側面から審議・検討し、当社の継続的な企業価値向上に資する意思決定を迅速かつ果敢に行うことができるよう取締役の選出基準を以下のように設けております。

- ① 経営者として高い倫理性と誠実性をもっていること
- ② 強い探求心と精神的独立性をもっていること
- ③ 企業経営に係る実践的な見識と幅広い判断能力をもっていること
- ④ 取締役会のメンバーの能力・経験と相互補完的にバランスがとれること

こうした基準に則して取締役候補者を選出する際には、代表取締役が取締役会に上程し、審議・決定します。

### 4-3②

**取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。**

## Comply

取締役会は、CEOの選解任が当社の最も重要な戦略的意思決定であると認識し、候補者となる人材の資質や業務遂行能力、実績や経験等について、独立社外取締役や監査役会の客観的な意見も反映しながら、十分な時間と資源をかけて透明性ある議論を行うこととしております。

### 4-3③

**取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。**

## Comply

取締役会は、CEOによる法令・定款に対する違反行為、健康上の理由によりCEOとしての職務の継続が困難になった場合等、解任すべき事情が生じた場合には、独立社外取締役や監査役会の客観的な意見も反映しながら、透明性ある議論を行うこととしております。

### 4-3④

**内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会は、グループ全体を含めたこれらの体制を適切に構**

築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

Comply

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制・リスク管理体制の整備に係る実務は、本社管理本部が行い、内部監査においてその実施状況を確認しております。これらの体制構築や運用の有効性は取締役会に報告され、内部統制報告書として取締役会決議を受けております。

#### 【原則 4 - 4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

Comply

当社の監査役は、3名のうち2名が社外監査役であり、独立した立場で監査役としての責務を果たしており、常勤監査役は当社での店舗運営を通じて外食の専門知識を有しております。また、各監査役については金融機関での長年の経験に基づく財務・会計に関する知識、企業経営に携わりながら経理財務部門における専門的な知識を有しており、独立した立場から客観的な監査や取締役会で適切に意見を述べております。

#### 補充原則

##### 4 - 4 ①

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

Comply

当社の監査役3名は、2名が社外監査役であり、独立性の高い監査役会となっています。監査役の中

から、常勤監査役 1 名を選定し、業務執行取締役と常時意見交換でき、かつ業務執行状況や内部統制システムの運用状況を恒常的に監視できる体制としています。常勤監査役は、取締役会に加え、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し意見を述べ、実効性の高い監査役会を構築しています。また、監査役と社外取締役が意見交換する機会を月に 2 度設けており、取締役会全般や取締役会評価、取締役の評価等について意見交換を行っております。今後も、監査役と社外取締役が十分な連携を確保できるよう努めてまいります。

#### 【原則 4 – 5. 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

#### Comply

株主からの受託者責任を果たし会社や株主共同の利益を高めるため、情報公開を重要な経営課題の一つであると認識し、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、各ステークホルダーが必要とする情報提供を行っています。

#### 【原則 4 – 6. 経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

#### Comply

当社は非業務執行取締役として、独立社外取締役を 1 名選任しており、取締役会のみならず、月に 1 度の経営会議への出席および定期的な店舗への訪店を通じて客観的な立場から意見を行っております。

#### 【原則 4 – 7. 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。（i）経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと（ii）経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと（iii）会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること（iv）経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

Comply

当社は、独立社外取締役を選任しており、豊富な知識と高い見識を有し、当社の経営に反映しております。

#### 【原則 4 – 8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数以上の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

Comply

当社は、独立社外取締役を選任しており、豊富な知識と高い見識を有し、当社の経営に反映しております。

#### 補充原則

##### 4 – 8 ①

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

Comply

当社の独立社外取締役は、経営会議への出席、毎月開催される取締役会の開催時間前後で適宜情報交換を行っております。また自らも訪店も行っており、独立社外役員の情報不足は解消されており、共有された認識の下で取締役会における議論に積極的に貢献していただいております。

##### 4 – 8 ②

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。



Comply

当社は社外取締役が1名であるため筆頭独立取締役は決定していませんが、独立社外取締役と独立社外監査役の連絡窓口を管理部門が担っており、経営陣や常勤監査役との連携を図っております。また、毎月開催される経営会議ならびに取締役会の開催時間前後で適宜情報交換を行うことで、独立社外取締役の情報不足は解消されており、共有された認識の下で取締役会における議論に積極的に貢献していただいております。

#### 4-8③

**支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。**

当社は支配株主がおりません。

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

Comply

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たす候補者を選定しています。当社独自の独立性基準に関してはホームページにて開示しております。（2021年8月30日）

#### 【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

Explain

当社は現時点では任意の委員会設置は行っておりません。指名や報酬決定のプロセス、審議内容

等は公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行できていると考えております。しかしながらより高い透明性や充実した審議を求め、統治機能の更なる充実を図る際には、新たな仕組みの活用も今後検討してまいります。

## **補充原則**

### **4-10①**

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

## **Explain**

当社は取締役の指名・報酬等に係る任意の諮問委員会等は設置しておらず、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などについては、取締役会で決定しております。なお、現状においては、指名・報酬等が適切に決定され、現行の仕組みは適切に機能しており、任意の諮問委員会等は必要ないものと考えております。しかしながら多様化が進む中では設置を検討するべきものと認識しております。

## **【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

## **Comply**

当社における取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方及び取締役の選任に関する方針・手続きについては、取締役候補の指名に関する考え方と同様であり、原則3-1(iv)に記載のとおりであります。

また当社では、効率性の高い経営システムを推進していくための適正な規模を考慮し、現在は社内取

取締役3名、独立社外取締役1名、社内監査役1名、独立社外監査役2名をそれぞれ選任しております。独立社外取締役は公認会計士であり、他社の社外監査役を務める者であります。また監査役は、金融機関での業務経験から財務・会計に関する相当程度の知識を有する者、また企業の管理本部での豊富な経験と内部監査の経験を有する者で構成されており、健全で持続可能な成長が図れるように、取締役会全体としてのバランスに配慮しております。取締役会全体に関しても独立社外役員の中立的な立場からの適切な関与・助言が十分にされており、議論が可能となっていると考えております。

## **補充原則**

### **4-11①**

**取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。**

## **Explain**

当社における取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方及び取締役の選任に関する方針・手続については、取締役候補の指名に関する考え方と同様であり、原則3-1(iv)に記載のとおりであります。スキル・マトリックスに関しては開示しておりませんが、今後作成を検討してまいります。独立社外取締役は会計事務所の代表を務めております。

### **4-11②**

**社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。**

## **Comply**

当社は、取締役・監査役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っています。社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っています。社外役員3名のうち1名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任していますが、当社の経営の監督を行う上で、支障はないものと判断しています。

#### 4-11③

**取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。**

#### Explain

当社は、独立性の高い社外取締役や社外監査役から取締役会の運営に関する意見を積極的に取り入れ、取締役会の実効性の確保に努めておりますが、現時点においては各取締役による自己評価と、取締役会全体の実効性の分析・評価については実施しておりません。取締役会の機能を向上させるという観点から、今後実施することを検討しておりますが、その具体的な評価方法も含め、詳細については検討してまいります。

#### 【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

**取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。**

#### Comply

社外取締役は、高い専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点に基づき、取締役会において意見を述べるとともに、必要に応じて改善提案等を行っています。社外取締役以外の取締役や監査役についても、取締役会に上程された審議事項や報告事項について、意見や指摘を行うなどしています。

#### 補充原則

#### 4-12①

**取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。**  
**(i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること (v) 審議時間を十分に確保すること**

#### Comply

取締役会は、月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しています。  
取締役会に上程される事項は、原則として経営会議（業務執行の最高意思決定機関）で事前に審

議されることから、業務執行取締役及び常勤監査役は、内容を熟知した上で、取締役会に出席しています。また、全ての社外取締役および監査役は経営会議の資料を共有しており、疑義が生じた議題については、事務局へ質問と回答を求めるとともに、必要に応じて経営会議に出席するなどして、必要な事前準備の機会を提供しています。

また、取締役会の議題は取締役会の1週間以上前に資料を配布するなど、出席者が議題の内容を十分に理解したうえで取締役会で審議できるよう、事前準備の機会を提供しています。

適切な事前準備に加え、取締役会にて議題内容の詳細説明を行った上で、審議に十分な時間を費やすことにより、形式的な審議を排除し、実質的な審議を行うことを取締役会運営の基本としており、取締役会の開催時間は平均して60分から120分を要しています。

#### 【原則4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

#### Comply

取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門や担当取締役へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門や担当取締役は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。また、管理本部が取締役会事務局として、取締役・監査役の情報入手などの支援を行うこととしています。

#### 補充原則

##### 4-13①

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

#### Comply

取締役は、適切な意思決定を行うため、自身が保有する情報に不足がある場合は、取締役会事務局である管理本部や関連する部門へ情報や資料の提供を求めています。なお、社外取締役が適切なリスクを支援できる体制として、当社では業務執行の意思決定に必要な情報を社外取締役が適宜入手できるよう、取締役会に担当責任者が適宜出席し、案件の説明と質問への回答の機会を確保しています。また、社外取締役の経営会議への参加、取締役会の1週間以上前に資料を配布するなどし、

社外取締役による事前質問の機会を確保しています。

監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門へ説明、必要とする情報や資料の提供を求め、取締役及び監査役から要請を受けた部門は、適宜情報や資料を提供しています。

#### 4-13②

**取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。**

Comply

当社の事業展開において、新規事業の創出、市場ニーズの把握等、各分野の専門的な見識を得る必要が生じた場合には外部専門家に助言を求めており、その費用は会社が負担しております。

#### 4-13③

**上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。**

Comply

内部監査部門と取締役・監査役との連携に関しては、内部監査員と常勤監査役の日常的な意見交換の他、定例会議の実施で報告を受け、また常勤監査役と経営陣においても定例会議にて企業のリスクに関する報告が行われており、直接報告を受ける仕組みが構築されております。社外取締役、社外監査役には適時、適確な情報の提供を行っています。

#### 【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

**新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。**

## Comply

当社の各取締役および監査役は、その期待される役割・責務を適切に果たすため、それらに係る理解を深め、必要な知識の習得や研鑽に努めております。また、当社は、個々の取締役および監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。なお、取締役会においては、現在、その対応が適切にとられていることについての確認は行っておりませんので、今後、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価の方法等とあわせて検討を進めてまいります。

### 補充原則

#### 4-14①

**社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる 役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。**

## Comply

新任社外取締役・社外監査役については、就任時に当社の事業に関する理解を深めるために経営方針の説明や各店舗・工場の視察等を実施しています。また、就任後にも必要に応じて、事業理解を深めるための機会を提供しています。

#### 4-14②

**上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。**

## Comply

当社は、新任役員の就任に際し、取締役・監査役に求められる役割と責務を理解するための研修を行っております。また、就任後も、取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な情報を適宜提供しており、その際の費用負担については、会社に請求できることとしております

## 第5章 株主との対話

### 【基本原則 5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

### Comply

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。そのため、I R体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、適宜情報開示を実施しております。

### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

### Comply

当社のI R活動は管理本部が行っておりますが、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しております。こうしたI R活動の状況は必要に応じて取締役会に報告しております。

### 補充原則

#### 5-1①

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえ



た上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

Comply

株主との対話（面談）の対応は、管理本部の I R 担当者にて行っています。また、株主の希望や面談を行う株主の所有株式数に応じて、社長や I R 担当取締役が面談に対応しています。

#### 5 - 1 ②

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

**( i ) 株主との対話全般について、下記 ( ii ) ~ ( v ) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話の実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定**

Comply

当社の IR 活動は管理部門が担当しており、管理部門担当役員がこれを統括しております。

**( ii ) 対話を補助する社内の I R 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策**

Comply

管理部門担当役員は人事総務、財務・経理、法務等の管理部門を統括しており、日頃より円滑な連携を図っております。

**( iii ) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や I R 活動）の充実に関する取組み**

Comply

管理部門は、投資家からの電話取材やワンオンワンミーティング等の IR 取材を積極的に受け付けております。またアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催する場合は、代表取締役社長が説明を行っております。

**( iv ) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果**

## 的なフィードバックのための方策

Comply

対話において把握された株主の意見・懸念は取締役会に報告し、経営に活用しております。

### (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

Comply

決算発表準備期間中における情報漏洩を防止し、開示の公平性を保つため、決算期末から決算発表日までの期間を沈黙期間と設定し、業績及びそれに付随する内容に関する問い合わせへの対応を控えることとしております。

### 5 - 1 ③

**上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。**

Comply

当社は、株主名簿管理代行機関から年3回、株主構造の情報を入手し、その把握に努めております。

### 【原則5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

Explain

当社は中期経営計画のような具体的な計画を公表しておりません。今後作成する中期経営計画の中で、自己の資本コストを的確に把握した上で、資本政策の基本的な方針を示すとともに、株主に対してわかりやすい言葉・論理で説明が出来るよう進めてまいります。

## 補充原則

### 5 - 2 ①

上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況についてわかりやすく示すべきである。

#### Explain

経営戦略等を新たに公表する段階では、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針など、本原則の内容について、わかりやすく示すよう進めてまいります。

以上